

重要

(保護者の皆様へ、必ずお読みください!!)

感染症による出席停止について

次の感染症に感染した場合は出席停止となります。必ず、学校まで報告してください!

『学校において予防すべき感染症』

学校保健安全法に定められた感染症にかかっている(疑いがある)場合、感染予防のため、学校長の指示により出席を停止します。

診断書はいりませんが、必ず、医師の登校許可を受けてから登校してください。

*学校医と相談の結果、本校は生徒数も多いことから、下の期間を必ず守っていただくことをお願いしています。本人の回復及び感染拡大防止のためにも、ご協力お願いいたします。

(出席停止の期間)

インフルエンザ…発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。

百日咳…特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

麻疹…解熱後3日を経過するまで。

流行性耳下腺炎…耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。

風疹…発疹が消失するまで。

水痘…すべての発疹がか皮化するまで。

咽頭結膜熱…主要症状が消退した後2日を経過するまで。

結核、髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

日本スポーツ振興センター災害給付金について

登下校も含め、学校での災害により医療機関に受診した際に、災害共済給付金申請を行います。

給付の対象となるのは医療機関で保険点数「500点以上」(窓口支払い1500円以上)ですが、「子どもすこやか医療証」「ひとり親家庭医療証」等をお使いの場合でも、保険点数が「500点以上」の場合は給付の対象となります。

部活動等でけがをし、医療機関に受診した場合は必ず、担当教員へ報告してください!

4月以降手続きが完了していない人は早急に提出してください。

医療費援助について

就学援助制度・特別支援教育就学奨励費制度の受給認定された人は学校医療券を発行できます。

就学援助費の申請をされている人に、医療券の発行を行っています。希望する方は保健室までご連絡ください。

(学校医療券の対象になるもの)

- (1) トウモロコシ
- (2) 結核炎
- (3) 白癬・疥癬・膿疱疹
- (4) 中耳炎
- (5) 慢性副鼻腔炎(※鼻炎は対象外)
- (6) アデノイド
- (7) う歯(虫歯)
- (8) 寄生虫(※頭ジラミは対象外)

※ う歯については治療範囲や材料の限定が撤廃され、健康保険が適用となる治療はすべて対象となりました。

※ 対象疾病に関しては、他の生活保護法による医療費援助やひとり親家庭医療費援助助成制度等より学校医療券が優先されます。